

○朝陽地区住民自治協議会組織規程 (平成22年2月8日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、朝陽地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）の組織及び所管事務等必要な事項について定めることを目的とする。

(協議会の組織)

第2条 協議会の事務を処理するため、事務局及び6部会、1部並びに8支部を置き、組織図のとおりとする。

2 部会及び部の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会
- (2) 安全・防災部会
- (3) 環境美化部会
- (4) 健康・福祉部会
- (5) 教育・文化部会
- (6) 公民館部会
- (7) 広報部

3 支部の名称及び担当区域は、次のとおりとする。

- (1) 南屋島支部 南屋島区
- (2) 北屋島支部 北屋島区
- (3) 北長池支部 北長池区
- (4) 北尾張部支部 北尾張部区
- (5) 石渡支部 石渡区
- (6) 南堀支部 南堀区
- (7) 北堀支部 北堀区
- (8) 桜新町支部 桜新町区

(事務局の組織及び所管事務)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長及び会計を置く。

- 2 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務局の事務を総括する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 5 事務局の所管事務は、次のとおりとする。
 - (1) 部会との連絡調整に関すること。
 - (2) 協議会の事務に関すること
 - (3) 予算、決算及び経理に関すること。
 - (4) その他、上記以外の事務全般に関すること。

(部会)

第4条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会を総括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(総務部会の所管事務)

第5条 総務部会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する事。
- (2) 機関会議に関する事。
- (3) 組織、人事に関する事。
- (4) 支部との連携に関する事。
- (5) 関係行政機関、関係団体等との連絡調整に関する事。
- (6) 朝陽地区まちづくり計画の策定に関する事。
- (7) 他の部会の所管に属しない事務に関する事。

(安全・防災部会の所管事務)

第6条 安全・防災部会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災、防犯に関する事。
- (2) 交通安全に関する事。
- (3) 災害対策に関する事。
- (4) その他、上記事業の必要な事務に関する事。

(環境美化部会の所管事務)

第7条 環境美化部会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物、ごみ対策に関する事。
- (2) 環境保全に関する事。
- (3) 景観に関する事。
- (4) 清掃に関する事。
- (5) その他、上記事業の必要な事務に関する事。

(健康・福祉部会の所管事務)

第8条 健康・福祉部会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進に関する事。
- (2) 福祉に関する事。
- (3) 子育てに関する事。
- (4) 男女共同参画に関する事。
- (5) その他、上記事業の必要な事務に関する事。

(教育・文化部会の所管事務)

第9条 教育・文化部会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育環境に関すること。
- (2) 青少年育成に関すること。
- (3) こども会育成に関すること。
- (4) 文化、芸能に関すること。
- (5) 人権同和教育の啓もう・啓発に関すること。
- (6) その他、上記事業の必要な事務に関すること。

(公民館部会の所管事務)

第10条 公民館部会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 人材育成に関すること。
- (2) 生涯教育、社会教育に関すること。
- (3) スポーツ、リクリエーションに関すること。
- (4) その他、上記事業の必要な事務に関すること。

(広報部の組織及び所管事務)

第11条 広報部に、部長及び副部長を置く。

- 2 部・部長・副部長は、部会・部会長・副部会長と同格とする。
- 3 部長は、部を総括する。
- 4 副部長は、部長を補佐し部の運営に当たる。
- 5 広報部の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の広報に関すること。
- (2) その他、上記事業の必要な事務に関すること。

(支部の組織及び所管事務)

第12条 区長は、支部を総括する。

- 2 副区長等は区長を補佐し、区長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 支部の所管事務は、次のとおりとする。
 - (1) 支部の担当区域内において、協議会会則第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) その他、上記事業の必要な事務に関すること。

附 則

この規程は、協議会会則改正施行の日（平成22年4月24日）から施行する。

この規程は、平成23年4月23日から施行する。

この規程は、平成24年4月21日から施行する。

組織図・付表（省略）